

多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況について

1 プランの策定状況について

多摩市都市農業振興プラン策定に向けて、これまで農業者、農業団体関係者、学識経験者等によって構成する多摩市都市農業振興プラン策定委員会において、計画に関する審議を重ね、庁内の関係各課からの意見を反映し、平成 31 年 2 月に素案としてとりまとめた。その後、広く市民から意見を募集するためパブリックコメントを実施した。

2 パブリックコメントの状況

実施期間 平成 31 年 2 月 5 日(火)～2 月 20 日(水)

応募人数 5 人

コメント件数 26 件

3 寄せられたご意見について

以下のとおり

4 意見提出者の居住地

市内	市外
5 件	0 件

5 提出方法等

方法	窓口持参	郵送	ファクス	インターネット	投函箱
件数	2 件	1 件	0 件	2 件	0 件

■多摩市都市農業振興プラン パブリックコメント個別回答一覧

No.	寄せられたご意見	市の回答
1	私も、近隣の大農家も現行の農業計画である「多摩市農業振興計画」を知らなかった。多摩市都市農業振興プランを農家へ周知するべき	幅広い周知を行うため多摩市都市農業振興プラン（概要版）を作成し、農家に配布するとともに、農家向けに説明会も開催する予定です。 プランを公式ホームページでの掲載や行政資料室に設置することで、広く市民にも周知いたします。
2	第４章 多摩市農業の将来像「農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩」と、基本方針４の「市民と共に支える多摩市農業を目指して」に違和感を感じています。この文言に決まった過程を委員会会議録で少し拝見しましたが、腑に落ちなかった部分があります。ひとつは両方の文言にある「農業」。「業」には産業のイメージがあり、作った農産物を販売して生計を立て、経済を生み出す業種だと捉えられます。市内では家族経営型農家が多く、様々な諸問題を抱えており、個人が農地を手放されたり農業自体をお辞めになったとき、（資金面などで）第三者が農業ができない・しにくい仕組みのままでいると、業種としての「農業」を継続することに限界があるのではないかと感じています。 また、経済を優先した極端な話、資本を持った個人や企業が地産地消のために植物工場を建てて市民と共に経営した場合も「都市農業」として歓迎されるのでしょうか…？ 素案を拝見しても、わたしたちが必要とし大切にしたいのは「農業」だけでなく「農地」や「農が身近にある暮らし」なのだと考えます。よって、「農業」という枠を設けるよりも「農」として広義に捉えられるようにすべきではないかと提案します。	この計画は、農家の努力の下で維持されてきた農地を将来的にも存続させることを目的としており、「農業を振興するための計画」として策定しています。また、「都市農業振興基本法」に基づいた計画であり、法の目的は、都市農業の安定的な継続を図るという「農業」を産業としてとらえたものとなっております。 都市農業の有する副次的機能として、緑地の保全や、農業体験を通じたコミュニティの維持・形成、防災機能、まちなかに潤いのある景観を与えるなどの多面的な機能を持つ「農」の視点もあります。 農地の持つ多面的機能を発揮させるにはまず農地が必要です。そして農地を農地として維持するのは担い手である農業者であり、担い手を確保するには農業が産業として魅力のあるものでなくてははいけません。 一方で、農家ヒアリングなどの結果などを見ますと、営農意欲を高めるモチベーションの一つに「消費者からの声」を上げる農家も多く、産業としての魅力とは必ずしも収入面のみに限ったことではないとも考えられます。 都市農業の振興をすることで産業としての魅力を持つ農業が発展し、広義としての「農」を推進してゆくことにも繋がりますことをご理解ください。
3	「農業者と市民」「支える」。別々のものが「支え合う」という意図の中で農業者と市民という登場人物になっていますが、分ける必要が無いと考えます。現時点で、市民が農業者になれないことが前提においてテーマが掲げられているために、市民は「支える」に留まってしまいます。それ以上の可能性は無いのでしょうか。「都市農業」を振興する必要があるのなら最低でも農地の確保は必須です。土地があれば市民菜園や希望する団体や学校に農地として活用しておいてもらうなど、すぐに農業としてお金を生み出す事へ直結しなくとも、土を守る期間を市民が有効利用しても良いのではと考えます。したがって、農業者も市民も関係無く、今残された資源である農地や「農」を継続し、守りながら新しく作っていくニュアンスが含まれているのが望ましいのではないのでしょうか。	将来像の「農業者と市民が支える」の「支える」は農業者にもかかっており、農業者と市民は農業を共に支える両輪であると考えています。 一方で、農業者は生産者であり、市民は消費者であり理解者として、役割やできることが違ってきます。農業者と市民のそれぞれが農業を支えることや、協力しあって支える場面があると考えます。そうしたことから、表現を分けさせていただきました。

No.	寄せられたご意見	市の回答
4	都市農業を振興させるためには「農地」の確保が必須。市民菜園や団体・学校での農地としての利用など、遊休農地について、市民が有効活用しても良いのではないか。	都市農地貸借円滑化法の制定により、これまで困難だった生産緑地内農地の貸借が実質上可能となりました。今後は、農地保全策の一つとして、生産緑地を貸借し、家庭菜園などに活用する方法を取り入れる必要があると考えます。しかし、農地が本来の役割を発揮するためには、農家自らが耕作することが大切な要素であることを押さえておく必要もあります。 →ご意見を踏まえ、基本方針3（3）①及び基本方針4（4）①多様な農園づくりの推進に「生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討」を追加いたします。
5	農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置付けの説明で 前：安定的な農業経営を行う認定農業者を中心に都市農業の発展を目指します 後：安定的な農業経営を行う認定農業者及び小規模農家を中心に都市農業の発展を目指しますと表現を変えることを提案する	ご提案の趣旨である、大多数の小規模農家が多摩市の都市農業を支えていくという視点はとても大切と考えます。 一方で、農業経営基盤強化促進法は、認定農業者を認定するための法であり、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、農業経営を計画的に進めようとする農業者の経営管理の合理化などを促進するための措置を講ずることで、農業の発展を目的としたものとなっております。 市町村は、その法の目的に沿った基本構想を立てることが出来、基本構想は、認定農業者を認定する際の基準となるものです。 本計画の第6章の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想での表現は、法の方針に沿ったものである必要があることから、認定農業者を中心とした記述になっていることをご理解いただければと思います。 小規模農家への支援については、市としましても、重要な施策であると考えていることから、基本方針1（2）「②小規模農家の支援」として項目を立て、自給的農家の販売農家への移行支援などをしていきます。
6	農業者としてボランティアを利用しているとの意図はなく、教習・講習目的で畑に入ってもらっているので、ボランティア活用農家という表記には違和感がある。ボランティア受入農家とするべき。	→ご指摘の通り、表中及び注釈の「ボランティア活用農家」を「ボランティア受入農家」に修正します。
7	市内の農業を市民が知る機会を提供してほしい	都市農業を維持していくためには農業に対する市民理解を得るのは重要であると考えております。本計画でも基本方針4（2）「都市農業への理解の促進」において、農業の情報発信を強化していくことや農のイベントにより市民が農業にふれあう機会の提供などを推進していきます。

No.	寄せられたご意見	市の回答
8	将来像に違和感を感じる。平成４年の「都市農業推進計画」の将来像「都市と共存する農のある快適なまちづくり」をベースに将来像案を４つ提案 「共に育てよう、農のあるまちづくり」 「農が活きるまち 多摩」 「暮らしと農が繋がるまち 多摩」 「農の魅力を身近に感じられるまち 多摩」	ご提案ありがとうございます。 「農業」の振興をすることが、広義での「農」の保全につながることから、あえて「都市農業」の文字を使っています。将来像については、市内農家の方や東京都農業関係機関、学識経験者などの専門家の方々と構成された策定委員会で決定したものです。その中で上がった、本計画の芯となる部分の「都市農業」、「農業者の努力」、「市民理解の醸成」などをキーワードとした様々な案の中から、議論と検討を重ね、多摩市農業の将来のイメージを「ことば」としたものです。多くの関係者が、多摩市農業への想いを込めた「将来像」であることから、提案については申し訳ありませんが本計画には反映することはできません。
9	基本方針３に「市民も巻き込んだ農業振興・農地保全」の項目を追加することを提案する。また、多摩市農業に関係する個人や団体で構成する「検討会」の設置を提案する。	都市農業を守っていくために、市民との共同した取り組みを行うことについては、非常に有効な手段と考えております。本計画では、基本方針４「市民と共に支える多摩市農業を目指して」において、農業体験や農のイベントの充実により、市民理解を進め、市民とともに農業を支えていく機運を醸成したいと考えています。 また、都市農業振興プランの計画進捗状況の管理については、第５章 都市農業振興プランを推進するための組織づくり（１）多摩市都市農業振興プランを推進する体制により、推進していきます。 このほか、都市農業についての市民意見を広く聞くための方策について検討をします。 →基本方針４（２）②に細目を追加「農家・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討」
10	基本方針４（３）、（４）に再掲との表記があるが、いずれも前の基本方針の施策に掲載されているものであり不要ではないか。	複数の基本方針に関連する事業については、再掲としています。例えば（４）「農とのふれあいの場づくり」については、基本方針３では「都市農地の活用」の視点。また、基本方針４では「市民利用」の視点と、同じ事業であっても、それぞれ異なった視点から見ていくことから再掲いたしました。
11	農業を将来性のある産業とするために、農業収入で生活ができるように農業者の販売意識の醸成と身近な販路の確保の視点での具体的施策を提案 ●「販売農家」のための安定的で多様な販売先の確保が必要 ●ＪＡの仲介による他市での販売先の確保 ●多摩市の飲食店との連携による地場野菜の販路の拡大 ●コミセンや集客の多い施設でのイベント等による販路の拡大 ●ＪＡとの連携による販路の確保	都市農業保全には、農業を魅力のある産業とする必要があります。そのための手段として、販路の拡大については市としても必須であると考えていることから、基本方針１（３）「ニーズに応えた販路の確保」の中で、直売の充実や新たな流通の仕組みづくりで推進していきます。 また、販路の拡大の前提として安定した農産物の提供が必要であることから、基本方針１（２）「安定した農業経営に向けた支援」の中で、収益性の高い作物の転換の支援や特産品になりうる作物のあっせんなどの取り組みを推進していきます。 なお、ご提案の具体的内容については、計画を実行する検討過程で参考にさせていただきます。

No.	寄せられたご意見	市の回答
12	販売農家に向けては本振興プランで良いかもしれませんが、農業を続けることに経済合理性のない自給的農家に向けては別の施策が求められます。都市農地を維持していくことの公的価値を反映した補償等を考え、狭い農地でも経済合理性が保たれるよう配慮して、後継世代まで安心して農地を維持して頂ける仕掛けがあれば、自給的農家の方にもう一度考えて頂くことが可能ではないかと考えます。施策の例として、一番分かり易いのは金銭的な補償ですが、それ以外にも、賃借希望に対して市が賃料を保証して貸借を斡旋したり、農作業の委託先を確保して農作業の負担を肩代わりしたり、といったプランがすぐに思い浮かびます。基本は、どうすれば「都市農地を維持する」ということの価値を目に見える形で農家の方に示すことが出来るか？です。経済的に成り立つなら、管理の行き届かない生産緑地も殆どなくなるように思います。	これまで都市農地保全のため、生産緑地地区内農地の固定資産税の農地並み評価や相続税納税猶予制度などで、農地を持続けられるような制度の支援を行ってきました。農地保全のためには、農業経営の充実や担い手育成、また、市民理解などの総合的な観点が必要であり、この新たなプランの施策が有効に機能することが、都市農地保全につながるものと考えます。一方で、自給的農家に対しては、経済的な観点からだけではなく、都市の中の農地の大切さの啓発や市民との交流による喜びなどの観点からの働きかけも大切だと考えます。 また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されたことから、貸借という方法で農地を保全していくことが有効な手段の一つであると考えております。農地貸借にあたっての調整機能として、多摩市と農業委員会と農協の三者が一体となって取り組んでいくことが必要と考えています。生産緑地の貸借を含む農地の保全に関しては、基本方針 3（1）①生産緑地の維持・保全の中の取り組みとなっています。
13	農産物売上額アップに向けての提案 ●スーパーへの市内産野菜販売コーナーの設置 ●農作物の包装や物流についても援農ボランティアの力を ●平日昼間の買い物が困難な客層への対応	農業収入を上げることは、農業を続けていくための一番の動機づけであり、大切な視点と考えます。 ご提案の内容は、かつて実施していたり、現在も続けられているものもございます。プランの中では、それらをより充実させるために、基本方針 1（2）②「小規模農家の支援」、（3）①「直売の充実」、基本方針 2（2）①「援農ボランティアの充実」で推進していきます。ご提案の具体的な内容については、本計画を実施していく上で、参考にさせていただきたいと考えます。
14	有機野菜への需要は高い傾向にあるが、生産現場が身近にないため多摩市農業は知られていないので、農家の顔の見える取り組みを	農家と市民が顔の見える関係となり、都市農業に対する市民の皆さんの理解を得ることは、都市農業を維持していくうえで、大切なことと考えています。ご提案いただいた内容については、市民理解を醸成するうえで必要な取り組みと考えておりますので、本計画の、基本方針 1（4）①「安全・安心な農産物の生産」、細目「生産現場が見える市内産農産物のPR（新規事業）」や基本方針 4（1）「食育の推進」（2）「都市農業への理解の促進」の中で、農家と市民が直接触れあう機会を増やしていきたいと考えています。
15	指定後 30 年を迎える生産緑地の維持・保全には、特定生産緑地制度の周知のみでは難しいのでは	今後、生産緑地を維持・保全していくことは、これからの都市農業の最大の課題であることは言うまでもありません。そうしたことから、本プランのすべての施策を総合的に推進していくことが、これからの多摩市の農地を維持・保全するために必要な取り組みと考えます。 なかでも、生産緑地の維持・保全には、特定生産緑地制度の周知の他、生産緑地の貸借が有効な手段の一つと考えます。本計画の、基本方針 3（1）①「生産緑地の維持・保全」、細目「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による生産緑地の貸借制度の周知と対応の検討」を有効に機能させていきたいと考えています。

No.	寄せられたご意見	市の回答
16	●畑の土や畑作業が健康に良い、癒しの効果があるなど、研究機関と連携し市民へ科学的なアピールを ●教育機関・大学との連携による実践的な教育的効果の発揮を促してほしい	これからの都市農業を持続させていくために、大学や研究機関と連携していくことは、大切な視点と考えます。 農地の多面的機能については本計画の基本方針 3（2）農地の多面的機能の発揮に、教育機関との連携については基本方針 4（1）②農業体験の推進に含まれる内容と考えます。また、情報の発信に関しては、基本方針 4（2）①「多摩市農業の情報提供」の中の含まれると考えます。 計画を実行する際には、ご提案の内容を参考に、農地が潜在的に持つ様々な効果について発信していきたいと考えます。
17	家庭菜園に関心を持つ市民は多い、体験型市民農園も需要が見込まれる農家の顔が見える事業でもあるので、今後も発展していったらいい。	家庭菜園、体験型市民農園のいずれも市民の人気の高い事業ですので今後も推進していきたいと考えております。また、緑のカーテンづくりなどの、市内小中学校での取り組みにも協力をしています。 ご提案内容については、本計画の基本方針 3（3）①「多様な農園づくりの推進」に含まれる取り組みとなっています。
18	高齢化や故障などにより自ら耕作することが困難な生産緑地について、市民農園にするなど市民利用の拡大をすることも有効な手段と思われるが、そのような記述があっても良いのではないかな。	自ら耕作することが困難となった農地を貸借や市民農園化することは、都市農地の維持・保全のため有効な手段の一つと考えております。 平成 30 年 9 月に都市農地貸借円滑化法が施行されたことから、これまで困難だった生産緑地の貸借や市民農園としての利用がしやすくなりましたので、今後は制度を有効に活用していきたいと考えています。 本計画でも、基本方針 3（1）生産緑地の維持・保全」、細目「生産緑地の貸借の円滑化に関する法律」による生産緑地の貸借制度の周知と対応の検討に表記してあります。 →基本方針 2（1）「都市農地の保全」の概要に「特に、『都市農地の貸借の円滑化に関する法律』については、これまで困難だった生産緑地の貸借がしやすくなったことから、所有者自ら耕作することが困難になった農地について、農家への貸借や、市民農園的活用などの活用も見込まれる」の文章を追加します。
19	基本方針 4 の施策内容への提案 「農の豊かさを共有できる都市農地を目指して」 「都市農地が活きるまちづくりを目指して」 「市民と共に育てる農のあるまちづくりを目指して」 「農を身近に感じるまちづくりを目指して」 「農地を守り育てる仕組みの確立を目指して」 「多摩市の農地・農業の認知度向上を目指して」	さまざまな施策内容のご提案、ありがとうございます。 施策内容については、上位の基本方針と下位の項目、細目と連動しているものであり、施策内容だけでの提案では、本計画に取り込むことは出来ませんが、ご提案の趣旨については、理解いたしましたので、今後、本計画を実施する際には、参考にさせていただきます。
20	●大学や教育関係者、行政が一体となって、農業体験や農の文化伝承などのキャンペーンを行うことや中学生の職場体験や幼児・児童の収穫体験などの継続・発展・拡充をしてほしい	ご提案いただいた、子育てや農業の教育的な効果は、市民の皆さんに都市農業の理解を促進するために大変有意義な施策だと考えております。 ご意見の内容は、基本方針 4（1）①「食育の推進」の中の学校農園への支援②「農業体験の推進」の中の「中学生の職場体験の受け入れ」や「保育園・幼稚園児の芋掘り体験の実施」の中に含まれる取り組みと考えられます。

No.	寄せられたご意見	市の回答
21	多摩市の都市農業の応援団に、様々な取り組みの情報を発信してほしい	多摩市の都市農業の応援団とは大変頼もしく嬉しい言葉であります。多摩市都市農業を応援団の皆さんに知っていただくための取り組みについては、基本方針 4（2）都市農業への理解の促進の中で、農業の情報発信を強化していくことや農のイベントにより市民が農業にふれあう機会の提供などとして推進していきます。
22	（多摩市都市農業振興プランの推進体制について） ●推進体制を計画開始時期までに作り、推進管理監督する座長部署を明確にする ●進行管理体制を計画開始時期までに作り進行を管理監督する座長部署を明確にする	ご意見をいただいたとおり、本計画を実現可能なものにしていくためには計画の進行管理についてしっかりと管理できる体制づくりが急務であるます。本計画は平成 31 年 4 月からの計画となっていることから、計画決定後速やかに進行管理体制を確立いたします。 なお、本プランの推進体制については、経済観光課を中心として、農業委員会、J A、東京都と連携し、平成 31 年度中に進行管理体制を発足させ、その後、進行管理をしていきたいと考えています。
23	（第 6 章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について） ●項目を新設して（3-1）多摩市農業を振興する農家数 50 戸、農産物販売目標 50 万円を追記 ●農業経営モデルに経営耕地面積 10 a のモデルを作る	小規模農家へ目を向けることは、都市化が進んだ多摩市の農業振興にとって、とても重要な観点であると考えます。 第 6 章の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想での表現は、農業経営基盤強化促進法の方針に沿ったものであり、認定農業者を認定する際の基準となる目標数値である必要があります。申し訳ありませんが、ご提案の内容を追記することは、出来かねますので、ご理解ください。 ただし、認定農業者に届かない、多くの小規模農家の営農意欲向上のために、多摩市として独自の目標を掲げることは有効な手段と考えますので、ご提案内容については今後、本計画を実施する際の参考にさせていただきます。
24	都市農業振興プランという以上、目標数値には具体的な産出額を取り上げ、できれば倍増するような数値を掲げ、その実現のためにはどうするかという視点からもっと具体的な検討が必要ではないか。	都市農業の振興プランということであれば、農業を魅力のある産業としてとらえ、農業算出金額についても前向きな具体的数値を掲げることが必要とのご意見については、そのとおりであると考えております。 多摩市の農業は少量多品目栽培という部分があります。これは直売所や庭先販売の多い多摩市農業の特徴であり、年間 70 種の作目を栽培している農家もいるほどです。 ご提案いただいた具体的な産出額については、単一商品を大量生産していない状況を鑑みますと産出額を目標にすることは難しいと考えます。 また、農地・農家ともに減り続けている現状を鑑みますと、産出額を倍増させることは困難かもしれませんが、本計画を実施していくことで少しでも産出額を増やせるよう取り組んでいきます。

No.	寄せられたご意見	市の回答
25	過去の農地減少のトレンドから将来の農地面積を予測し、それを目標とする農地面積としていますが、納得のいく説明になっていません。トレンド通りの数値を目標とするというのは、単に「これまでの施策をそのまま続けます」と言っているだけにも受け取れちょっと引っかけます。生産緑地には 2022 年問題というものがあり、それに向けて生産緑地にかかわる制度が大きく変わっています。つまり将来に対する予測に過去のトレンドをそのまま適用することが出来ないことが明白です。生産緑地の面積が将来にわたりスナリと維持出来るか殆ど予測不能ではないでしょうか？そうは言っても、生産緑地の面積がこれ以上減っていくのは何としても食い止めなくてはなりませんので、目標値自体は 28.0ha とする以外にありませんが、その意味合いはかなり違います。現行プランとは異なり「策を尽くして生産緑地の減少を食い止める」という極めてハードルの高い目標となります。新制度の周知だけでは全ての農家に翻意頂くのは難しいかと思いますが、どういった施策で対応することになるのでしょうか？また、生産緑地の買取申請が相当件数出て来る可能性があります、それに対し多摩市としてどう対応して生産緑地面積を維持する方針なのか、まずはそれがはっきりしないと目標の達成は見通せないと思いますが如何でしょうか？	都市化の進む多摩市において、農地面積の減少を止めることはとても難しい課題だと考えます。特に、2022 年には、最初に指定を受けた生産緑地が 30 年を迎え、多くの農地の買取申出が可能となります。一方で、特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法など、農地を守る仕組みが出来てきており、都市農地を取り巻く環境は大きく動いています。 そのような状況も踏まえ、本プランのすべての施策を総合的に取り組んでいくことが、農業を振興していくとともに、農地が保全されていくための対策だ考えています。このようなことから、2022 年以降についても、設定は、減少幅をあえて現状維持とした農地面積を目標値としております。
26	本プラン推進のための予算や財源の表示をするべき	本プランは、将来に向けた計画であり、計画決定後、目標を実現可能にするために、この計画を基に具体的な事業化をしていきます。その後、財源を確保し、予算化していくものであることから、現時点で予算や財源をお示しすることが出来ませんので、ご理解ください。